

議案第59号

逗子市総合的病院選考委員会条例の制定について

逗子市総合的病院選考委員会条例を次のように制定する。

平成28年9月30日提出

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市総合的病院選考委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、本市が誘致するにふさわしい総合的病院を選考するに当たり、本市に進出を希望する者が提出した計画について調査、審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、逗子市総合的病院選考委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、本市に進出を希望する総合的病院計画の選考に関し、必要な調査及び審議を行い、その結果を答申する。

(組織及び委員)

第3条 委員会は、学識経験及び専門的識見を有する委員3人以内をもって組織し、委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委員会の所掌事項の処理が終わるまでの期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指定する

委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協力の要請)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、国保健康課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(逗子市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 逗子市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年逗子市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中第56号を第57号とし、第55号の次に次の1号を加える。

(56) 総合的病院選考委員会委員

第2条第1項中「第55号」を「第56号」に改め、同条第2項中「第56号」を「第57号」に改める。

別表第1障害支援区分等判定審査会委員の項の次に次のように加える。

総合的病院選考委員会委員	委員長	日額 23,000円
	委員	日額 22,000円

(提案理由)

本市が誘致するにふさわしい総合的病院を選考するに当たり、選考委員会を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるとともに、当該委員会委員の報酬を定める要あるため提案する。